

お墓へ納骨するとき（焼骨収蔵届）

ご提出いただく書類

- ・ 焼骨収蔵届

次の書類を併せてご提出ください

- ・ 火葬許可証（又は改葬許可証）

死亡のお届けの際に、市役所で発行し、火葬場が火葬したことの証明を記載した「火葬許可証」を併せてご提出ください。故人の名前、死亡日や火葬日、お亡くなりになられたときの住所や本籍などが記載されています。

※ 紛失されている場合は、市役所環境政策課にご相談ください。

すでに別の墓地に埋葬されている遺骨を納骨する場合は、現在埋葬されている墓地のある市町村で改葬許可申請を行い、「改葬許可証」の交付を受けてください。

- ・ 墓地利用許可証（紛失等の場合は「利用許可証再交付申請書」）

どなたのお骨がいつ収蔵されたかを記載のうえ返送いたします。万一紛失等でお手元にない場合は、再発行しますので「利用許可証再交付申請書」に本人確認書類（運転免許証、保険証等のコピー）を添えてご提出ください。

○墓地、埋葬等に関する法律（抄）

第8条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

第14条 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

○東近江市墓地条例（抄）

（利用の制限）

第6条 墓地は、焼骨の埋蔵、墓石等の設置以外に利用してはならない。

○東近江市墓地条例施行規則

（骨の収蔵届）

第5条 利用者は、墓地に骨の収蔵をしようとするときは、焼骨収蔵届(様式第4号)に利用許可証を添えて市長に提出しなければならない。